

あやめ苑再生計画

令和元年度～令和5年度

令和2年1月

建設水道課

あやめ苑再生計画

（目的）

本計画は、近年の異常気象や連作障害等により枯死等衰退したあやめ株を再生するとともに、再生後も持続できるよう栽培管理の構築を図ることを目的とする。

（対象）

本計画の対象は、あやめ苑及び当該公園等で栽培するあやめ（花菖蒲）を対象とする。

（計画の期間）

本計画の期間は、令和2年1月から令和6年3月までとする。

（原因と見直しの方向性）

近年のあやめ（花菖蒲）の衰退の原因は、長期間の渇水時に灌漑用施設の老朽化により水不足が生じたことや、苑内の樹木の繁茂による日照不足、連作障害等が大きな要因と考えられる。

また、維持管理業務においては、他の公園管理業務と兼務する形となるため、適切な時期に適正な肥培管理の実施が困難であったことも一因と考えられる。

これらの原因を改善するため、肥培管理を専門事業者へ委託することにより、適正な肥培管理を実現するとともに、土壌改良等により連作障害を軽減し、さらには灌漑施設の修繕を行い、栽培環境の整備を図るものとする。

（改善方針）

あやめ苑の再生のため、下記のとおり取り組むものとする。

- 栽培管理業務の個別委託

栽培管理業務を個別に委託することにより、適正な肥培管理を実施する。なお、肥培管理に関する作業工程や実施時期については、町内の学識経験者からの意見・助言を基本とする。

- 灌漑施設の修繕

適正な水分管理が可能となるよう、灌漑施設の修繕を実施する。

- 支障木の剪定

樹木等の繁茂による日照不足を解消するため、必要な箇所の剪定を実施する。

- 土壌改良等
連作障害を軽減するため、土壌改良等を実施する。
- 不足する株の購入
枯死等により不足する株を補うため、新規に株を購入する。

（関連業務間の調整方針）

既存維持管理等業務との調整は、町内の学識経験者からの意見・助言を基本とし調整するものとする。

（年度別の実施計画）

本計画における年度別の取り組みは下記のとおりとする。なお、再生の状況等により取り組む内容は変更するものとする。

令和元年度

- 灌漑施設の修繕
- 支障木の剪定

令和2年度

- 栽培管理業務の個別委託
- 灌漑施設の修繕
- 支障木の剪定
- 土壌改良等
- 不足する株の購入

令和3年度

- 栽培管理業務の個別委託
- 土壌改良等
- 不足する株の購入

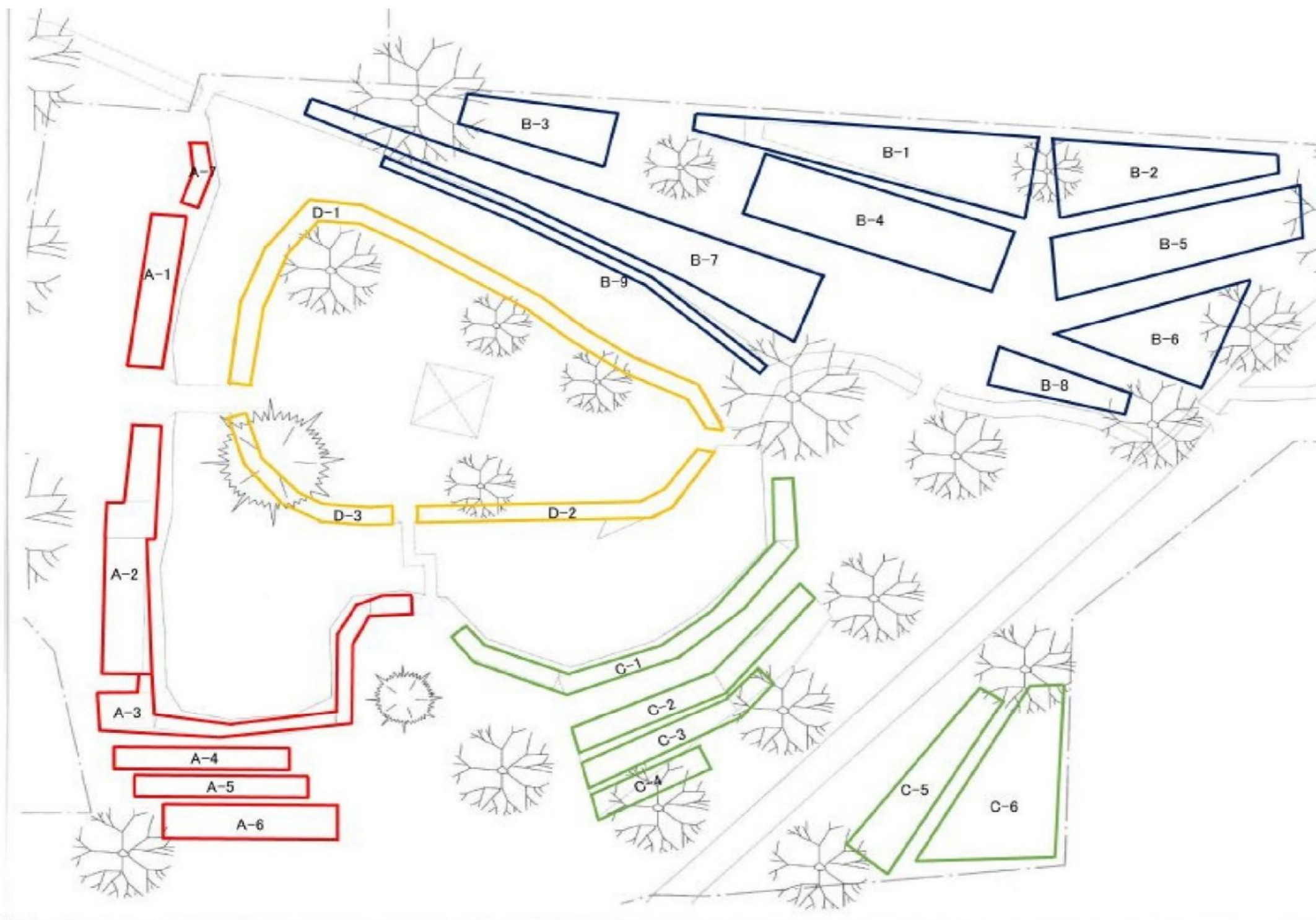
令和4年度～令和5年度

- 栽培管理業務の個別委託
- 令和2年度植付箇所の株分け（株の状況を確認しながら）

（箇所別の実施計画）

苑内箇所別の取り組みについては、別添「あやめ苑平面図」のとおりとする。

あやめ苑平面図



あやめ苑数量表

名称	数量	単位	備考
A-1	47.3	m ²	
A-2	90.8	m ²	
A-3	81.8	m ²	
A-4	35.8	m ²	
A-5	32.4	m ²	
A-6	64.6	m ²	
A-7	14.5	m ²	
Aブロック合計	367.2	m ²	

名称	数量	単位	備考
B-1	134.7	m ²	
B-2	93.2	m ²	
B-3	67.1	m ²	
B-4	168.6	m ²	
B-5	146.7	m ²	
B-6	123.6	m ²	
B-7	255.7	m ²	
B-8	58.1	m ²	
B-9	21.6	m ²	
Bブロック合計	1069.3	m ²	

名称	数量	単位	備考
C-1	37.5	m ²	
C-2	63.3	m ²	
C-3	35.8	m ²	
C-4	16.3	m ²	
C-5	81.5	m ²	
C-6	128.5	m ²	
Cブロック合計	362.9	m ²	

名称	数量	単位	備考
D-1	42.5	m ²	
D-2	23.3	m ²	
D-3	13.8	m ²	
Dブロック合計	79.6	m ²	

名称	数量	単位	備考
Aブロック	367.2	m ²	
Bブロック	1069.3	m ²	
Cブロック	362.9	m ²	
Dブロック	79.6	m ²	
合計面積	1879.0	m ²	

令和2年度 Aエリア Bエリア Cエリア 株分け及び補植
 令和3年度 Dエリア 株分け
 令和4年度～令和5年度 A・B・Cのエリア別の育成状況を確認し、株分けを実施

- ※植え付け時、必要に応じ土壌改良等を実施
- ※枯死等による欠株等がある場合は、その都度補植
- ※C-5 C-6 は補植用株ストックエリアとする

地区名	あやめ苑		
事業者	あやめ苑管理株式会社		
区分	公園管理	施工主体	倉澤夫事務所
種別		設計進捗	
名称	全体平面図	5 頁中	1 冊
測点			
位置	会津美里町 宇宮 境内		